

科学研究費補助事業において、独立行政法人日本学術振興会理事長に対して、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたものについての報告書（要旨）

平成22年7月

会計検査院

事業の概要

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、我が国の学術の振興に寄与するために科学研究費補助事業を実施しており、学術研究を行う大学、研究所等（以下「研究機関」という。）の研究者又は研究者グループが計画する基礎的研究のうち、学術研究の動向に即して特に重要なものについて、科学研究費補助金（以下「科研費」という。）を交付している。

科研費の交付を受けた研究者は、一部の研究種目を除き、研究期間終了後に、科研費による研究成果を冊子体に取りまとめた研究成果報告書並びにその概要を記した和文及び英文の研究成果報告書概要（以下、これらを合わせて「研究成果報告書等」という。）を作成して、これらを研究計画最終年度の翌年度の6月20日から同月30日までの間に、振興会等に提出することが義務付けられている（以下、科研費による研究成果の提出が義務付けられた研究者を「研究成果提出義務者」という。）。また、研究成果提出義務者が所属する研究機関には、研究成果報告書等の提出に関する事務を行うことが義務付けられている。

検査結果

（検査の観点、着眼点、対象及び方法）

会計検査院は、合规性、有効性等の観点から、振興会において、研究成果報告書等の提出に係る指導の徹底が図られているか、研究成果報告書等の提出状況の調査・把握や督促が適切に行われているかなどに着眼して、振興会が作成している研究成果報告書未提出課題一覧（以下「督促リスト」という。）のうち研究期間終了後1年を超えて研究成果報告書等が未提出となっている研究課題（以下「長期未提出課題」という。また、長期未提出課題に係る研究成果提出義務者を「長期未提出者」という。）について、22年1月現在の督促リストに記載されている164研究機関における593人の658件を対象として、研究機関に対する督促の指導状況等を聴取するとともに、21研究機関において、長期未提出者に対する督促の実施状況等について関係書類を確認するなどの方法により、それぞれ会計実地検査を行った。

また、上記の593人を対象として、21年度の科学研究費補助事業の新規採択状況等について検査した。

(1) 研究成果報告書等が長期間提出されていない事態

検査したところ、振興会における研究機関に対する督促の指導状況についてみると、振興会は、毎年1月現在の督促リストを作成して研究成果報告書等が未提出となっている研究成果提出義務者（以下「未提出者」という。）が所属する研究機関に送付して、研究機関が未提出者に対して督促を行うよう指導しているものの、22年1月現在の督促リストにおける長期末提出課題の件数が658件（科研費交付額計57億8253万余円）となっている状況に対しては、長期末提出課題を解消するための研究機関に対する特別な指導や長期末提出者に対する未提出理由の調査等を全く行っていなかった。

研究機関は、上記のとおり、振興会から毎年1月現在の督促リストの送付を受けて、未提出者に対して督促を行うよう指導を受けている。しかし、会計実地検査を行った21研究機関のうち3研究機関においては、未提出者に対する督促を全く行っておらず、21研究機関で、その代表者（学長等）が責任を持って研究成果報告書等を提出させるなどの効果的な督促を実施しているものはなかった。また、7研究機関においては、研究成果提出義務者から研究成果報告書等の提出を受けているのに、研究機関でこれを振興会等に提出しないまま倉庫等に保管するなどして長期末提出者とされている者があった。

(2) 長期末提出者に対して科研費を新規に交付している事態

長期末提出者593人を対象として21年度の科学研究費補助事業の新規採択の状況についてみると、振興会は、長期末提出者69人が新たに応募した研究課題数72件（科研費交付額計2億8167万円）に対して、再度科研費を交付していた。

（是正及び是正改善を必要とする事態）

上記のように、研究成果報告書等が長期間にわたり提出されていない事態や、長期末提出者に対して科研費を新規に交付している事態は、適切とは認められず、是正及び是正改善を図る必要があると認められる。

（発生原因）

このような事態が生じているのは、長期末提出者における研究成果の公開の重要性等についての認識の欠如にもよるが、主として、長期末提出者が所属する研究機関において長期末提出者に対する督促が十分でないこと、振興会において研究成果報告書等の提出状況の調査・把握や長期末提出者が所属する研究機関に対する指導が十分でないこと、研究成果報告書等の提出の有無を確認することなく科研費を新規に交付していることなどによると認められる。

適宜の処置及び是正改善の処置

科研費は我が国の研究基盤を形成するための基幹的な研究資金であり、国民の貴重な税金等により賄われるものであることから、研究成果提出義務者には、研究成果報告書等を提出することによって国民に対する説明責任を果たすとともに、科研費の研究成果を広く国民に公開して、社会に還元することが求められている。

そこで、振興会において、22年1月現在の督促リストに記載されている長期未提出者に対して研究成果報告書等を速やかに提出させるとともに、研究成果報告書等の提出がない場合にはその理由を確認して、正当な理由があるとは認められない長期未提出者に対して既に交付した科研費の返還を求めるよう是正の処置を要求し及び長期未提出課題の発生を防止し、また、長期未提出者に対して科研費を新規に交付することのないよう、次のとおり是正改善の処置を求める。

ア 研究機関との連絡を密にして研究成果報告書等の提出状況を調査して的確に把握するとともに、研究機関に対して、研究機関の代表者が研究成果提出義務者に責任を持って研究成果報告書等を提出させるなどの効果的な督促の実施等について指導したり、督促に応じない長期未提出者やこれが所属する研究機関に関する情報を公表したりなどすること

イ 科研費の新規交付に当たり、過去に科研費の交付を受けた研究課題に係る研究成果報告書等が提出されているか否か調査を行い、提出されていない場合にはその理由を確認して、正当な理由があるとは認められない長期未提出者に対しては科研費の新規交付の制限等を行うこと